

65歳以上の皆さんへ

平成21年度から 介護保険料 が 新しく変わります



65歳以上の方の新しい介護保険料が、基準額42,900円(月額3,575円)から45,600円(月額3,800円)に変更になりました。所得段階がこれまで7つの段階だったものを、所得の低い方に配慮をしてこれまでの4段階、5段階の方をそれぞれ2つに分けて、9つの段階にしています。

みなさまに納めていただく介護保険料は介護保険を

運営するための大切な財源となります。介護が必要となったときには、誰もが安心して介護サービスを受けられるように、保険料は必ず納めてください。

特別徴収の方には、「年金からのお知らせ(はがき)」を、普通徴収の方には「納入通知書(封書)」を7月中旬に発送します。

問 高齢福祉課(☎826-1111 内線2462)

65歳以上の方の介護保険料一覧

所得段階	平成21年度から23年度まで			平成18年度から20年度まで		
	対象者	保険料の調整率	保険料(年額)	所得段階	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額×0.4	18,200円	第1段階	基準額×0.4	17,100円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象になる年金の収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.4	18,200円	第2段階	基準額×0.4	17,100円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階以外の方	基準額×0.75	34,200円	第3段階	基準額×0.75	32,100円
第4段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税の対象になる年金の収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	41,000円	第4段階	基準額×1.0	42,900円 (基準額)
第5段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、第4段階以外の方	基準額×1.0	45,600円 (基準額)			
第6段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が125万円未満の方	基準額×1.15	52,400円	第5段階	基準額×1.25	53,600円
第7段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	57,000円			
第8段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が200万円以上500万円未満の方	基準額×1.5	68,400円	第6段階	基準額×1.5	64,300円
第9段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が500万円以上の方	基準額×1.8	82,000円	第7段階	基準額×1.8	77,200円

※65歳以上の方(第1被保険者)の保険料は、土浦市の平成21年度から平成23年度までの3か年に必要となる介護サービスの給付額の見込みに基づいて算出しています。

※介護従事者の処遇改善のために平成21年度から介護報酬が3%引き上げられましたが、介護報酬の改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制するために必要な経費として、平成21年度分については介護報酬の改定による増額分の全額、平成22年度分については1/2が国から特例交付金として助成されています。